

財産運用管理規程

(目的)

第1条 公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の財産運用は定款の定めに基づき、この「財産運用管理規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産形態が指定されている財産を除く、この法人の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

(財産運用の基本方針)

第3条 この法人の財産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るとともに、適正な運用に努めなければならない。

(財産運用責任者)

第4条 理事長は、専務理事を財産運用責任者に任命し、日常の財産の運用・管理に当たらせることができる。

- 2 理事長は財産運用責任者を監督し、必要に応じて報告を求め適切な指示をしなければならない。
- 3 日常の管理について、専務理事は財産運用担当者を任命し、財産運用担当者は財産運用を実行することができる。ただし、財産の運用については財産運用責任者である専務理事が判断し決定するものとし、財産運用担当者はその結果について随時報告しなければならない。

(財産運用の対象)

第5条 財産の運用に当たっては、その対象を国内預貯金、国債、地方債、政府保証債とし、元本が保証されたものでなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事会がこの規程第3条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる財産運用対象以外のものに運用することができる。

(債券等の信用格付け)

第6条 前条の運用対象の格付けについては、自己資本比率4%以上の金融機関、又は2格付け機関がA以上と格付けしているものとする。

(運用の確認)

第7条 理事長は少なくとも半期に1回、次の点について財産管理運用状況について運用内容の確認を行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、配当等と運用利回り
- (2) 全運用財産の個別時価評価額、信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

第8条 債券等の格下げ等により、この規程第5条に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第4条第1項に定める財産運用責任者はその対策について、理事長と協議しなければならない。

(理事会・評議員会への報告)

第9条 理事会は、財産運用の経過及び結果について、年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

- 2 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。